

令和6年度第2回愛媛地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和6年7月31日(水) 13:30~14:34

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

森本会長、井上会長代理、園田委員、武井委員、宮谷委員

労働者代表委員

白石委員、曾我委員、竹箇平委員、竹本委員、野村委員

使用者代表委員

阿部委員、小野委員、小池委員、武内委員、八塚委員

意見陳述者

コープえひめ労働組合 今井執行委員長

日本自治体労働組合連合愛媛県本部 堀川書記次長

事務局

常盤愛媛労働局長、佐藤労働基準部長、三好賃金室長、渡邊賃金指導官
河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 中央最低賃金審議会による地域別最低賃金額改定の目安の伝達について
- 3 愛媛県最低賃金に係る意見について
- 4 その他
- 5 閉 会

議事

賃金室長

お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、委員全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、森本会長、これからの議事進行よろしくお願いいたします。

森本会長

ただ今から、第2回愛媛地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日の会議は公開としておりますが、傍聴される方におかれましては注意事項を守って傍聴いただきますようお願いいたします。

それでは、議事次第により議事を進めます。

議事項番2「中央最低賃金審議会による地域別最低賃金額改定の目安の伝達について」に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

労働基準部長

今年度は初めに、中央最低賃金審議会の藤村会長からのビデオメッセージを御視聴していただきたいと思っております。

こちらは委員の皆様にご改定目安の内容の御理解を深めていただけるよう、全国では昨年度から導入されているものでございます。愛媛でも本年度から御視聴していただくこととなりましたが、初めての試みということになりますので、放映するメッセージが資料のどの部分に対応しているかということをお知らせさせていただきたいと思っております。

まず、ビデオメッセージが始まりますと、メッセージ放映の趣旨、それから最低賃金の位置づけであるとか、改定の考慮要素、そして目安の位置づけなどの導入部分がございます。

それがしばらくございまして、大体4分40秒頃に、資料3ページの「中賃答申の別紙1 公益委員見解」の目安のポイントの説明に入ります。そこで、三要素それぞれの評価のポイントの説明がございます。

そこから5分ぐらいその説明がございまして、9分30秒頃から資料6ページから始まる公益委員見解の中での各ランクの引上げ額の目安の説明に入りまして、大体15分ぐらいの時間となります。

そういったことですので、あらかじめ御承知おきいただけたらと思っております。

それではメッセージを再生させていただきます。

中央最低賃金審議会藤村会長（ビデオメッセージ）

皆さんこんにちは、中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

今日は本年度の目安審議について、皆さんにその真意がより伝わるようにということで、ビデオメッセージをお届けすることになりました。

これは令和5年7月6日に取りまとめられた「目安制度のあり方に関する全員協議会報告」の中で、目安の位置づけ、その趣旨が地方最低賃金審議会の各委員の皆さんに確実に伝わるようにということで、考えられた方法でございます。

これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会の方で取りまとめられました令和6年度の最低賃金の改定の目安について、地方の最低賃金審議会の委員の皆様にご直接伝達されるように私からこういう形でお話しすることになりました。

この取組というのは、昨年に引き続きまして、2回目となります。

御視聴いただく皆様には、これから本格化する本年度の地方最低賃金審議会の議論にあたり、改めて目安をどのように捉えて、参考にさせていただきたいか、また、本年の公益委員見解の趣旨について理解を深める機会としていただきたいと思います。

それでは最低賃金の位置づけ、考慮要素についてまずはお話をしていきたいと思えます。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保証することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なりまして、個別や団体の労使交渉で決められるものではなく、法定の三要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき、決定をされるものになります。

引上げ額の検討にあたりまして、考慮する要素としては、様々なものがありますが、代表的な考え方を改めて申し上げておきたいと思えます。

まず、最低賃金は、法定の三要素である労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に関わる施策との整合性に配慮することも法律に定められております。その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会でご目安を示すこととなっております。

また、近年は政府の閣議決定に配慮した審議を諮問の際に求められております。近年の配慮の内容は、中長期の金額目標と地域間格差の是正というところがございます。

次に目安の位置づけについて申し上げたいと思えます。

目安は「令和5年全員協議会報告」や、「令和6年度目安小委員会報告」に記載されておりますように、目安は中央最低賃金審議会が審議を進めるにあたって、全国的なバランスを配慮する観点から、参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないということをご、改めて申しあげておきたいと思えます。

従って、公労使での真摯な議論の結果、「目安どおり」になることもあれば、「目安を上回る」あるいは、「目安を下回る」ことも十分あり得るというふうに理解しております。

地方最低賃金審議会におかれましては、「目安」及び「公益委員見解」で、述べている三要素のデータに基づく、目安決定の根拠を十分に参酌し、公労使の三者で地域のデータに基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

次に令和6年度の目安等についてお話ししていこうと思えます。

今年を目安についても、三要素のデータに基づき、納得感があるものになるよう公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねました。三要素のうち何を重視するかというのは、年によって異なります。今年は昨年に引き続きまして消費者物価が高水準で推移するなか、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を意識するという観点から、生計費を重視したいと考えました。なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

最後にそれぞれの評価について、お話しておきたいと思います。

まず、労働者の生計費についてです。消費者物価指数については、持ち家の帰属家賃を除く総合が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から、令和6年6月までの期間を見た場合、平均3.2%となっておりまして、前年に引き続き高い水準になっておりました。消費者物価については、基本的に持ち家の帰属家賃を除く総合を基に議論すべきという共通認識がありますが、今年度においてはそれに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金の水準に近い労働者においては、生活が苦しくなっている方もいらっしゃると思われる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む頻繁に購入する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年に引き続き、高い水準となっていることを勘案しました。

頻繁に購入する品目というのは、年に15回以上購入頻度があるものというふうに総務省統計局で定めております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続ではありませんが、消費者物価を特に重視することが適当であると考えました。

次に三要素の内の二番目賃金についてですが、これは企業規模によって賃金上昇率の水準に開きが見られる一方、企業規模にかかわらず、昨年を上回る賃金引上げの実施が行われていることを確認することができました。具体的には連合及び経団連が公表しております賃上げ率は33年ぶりの高い水準となっております。また、30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査第4表、のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになりまして平成14年以降、最大値であった昨年2.1%を上回る2.3%という水準になっておりました。

最後に、通常の事業の賃金支払い能力です。これについては、個々の企業の賃金支払い能力を指すものではないと解されております。これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

売上高経常資本率が四半期ごとの数値で、令和5年は6~9%で推移して、令和6年の第1四半期は7.1%となっております。従業員の一人当たり付加価値額についてなど、ほかの指標も高い水準で推移しております。

そういったことを見て、景気や企業の利益において、改善の傾向にあることを確認し

ました。

一方、大企業と中小企業の間で、売上高経常利益率の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在する二極化について、資料を充実させて確認しました。企業規模や価格転嫁の有無で、二極化の傾向があることにも注意をしております。

こうした三要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いているとか、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。具体的には令和5年10月から、令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを上回ることを考慮して、加えて、今年度は特に生活必需品を含む支出項目に限って見た場合の平均上昇率5.4%、これも勘案する必要があると考えたところです。

また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、あるいは最低賃金法の目的にも留意しまして、今年は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、「新しい資本主義実行計画」などの閣議決定において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる」等、地域間格差の是正を図るとされていることを踏まえまして、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要と考えました。

その上で、賃金状況改定結果第4表、
、
における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっております。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移しております。

雇用情勢としては、BCランクでより良い状況が示されております。一方で、各ランクの目安額については、「令和5年全員協議会報告」に記載のとおり、「下位ランクの目安額が、上位ランクを上回るとは、理論上あり得る」けれども、各ランクの引上げ額が増額になった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率が、より高くなる。また、引上げ額が増すほど、引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円4.6%、Bランク50円5.2%、Cランク50円5.6%とすることが適当であると考えた次第です。

繰り返しになりますが、今年度の目安額は最低賃金が消費者物価指数を一定程度上回る必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して、検討されたものであることを配意いただきたいと思います。

この結果、仮に目安どおりの都道府県での引き上げが行われた場合は、地域間格差が比率の上で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても、引き続き

注視する必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめております。

また、これまで目安に関する小委員会で提示をした資料には、地域別のものも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議にあたって、適宜参考していただきたいと思っております。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の目安額になっており、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れ難いとお考えになられる方もおられると認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引き上げが、着実に行われますよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を図るよう、業務改善助成金、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ政策への要望や、中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、年収の壁を意識せずに働くことができるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもでございます。従業員の処遇改善と同時に、企業の持続的発展の両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望として記載しております。

次に発効日についてです。発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しにすべきという意見もあれば、引上げの準備のために後ろ倒しにすべきという意見があることは承知しております。「令和5年全員協議会報告」において、「発効日とは、審議の結果で決まること」や、「発効日を規定する最低賃金法第14条第2項においても、発効日は公労使で議論して決定できる」とされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当」とされております。

この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に様々な資料やデータに基づき、公労使で真摯な議論を行ったところでございます。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論を参考に、地方最低賃金審議会においても地域のデータ等の実情に基づき、公労使による建設的で、真摯な議論が行われることを切に期待しております。

中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き注視していきたいと思っております。

以上で、今年度もよろしく申し上げます。

佐藤労働基準部長

それでは、ただ今の目安額に関するメッセージでございましたけれど、これにつきまして私から、簡単に補足させていただきたいと思っております。

まずは資料1ページを御覧ください。こちらは既に皆様も御覧になられているかと思いますが、中賃の目安答申文でございます。中賃の目安小委員会におきましては、5回に亘る審議が尽くされたものの、答申文の記の1のとおり、改定の目安の金額について、昨年度同様、労使の意見の一致に至らなかったところでございます。

結果、7月25日の中賃の本審において、別紙1の「公益委員見解」、別紙2の「小委員会報告」、これを各地賃に対して提示する旨の答申が出されたところでございます。

答申文の記の4から8は、中央最低賃金審議会からの政府に対する要望でございます。

その内容を簡単に申し上げますと、まず4、中小企業等が継続的に賃上げできる環境整備のための価格転嫁対策等に関する要望、5、生産性向上の支援に対する業務改善助成金の内容の充実、あるいは周知の徹底などで、本年度については業務改善助成金以外のキャリアアップ助成金等の助成金についても追記されているところでございます。

それから6、労働生産性の引き上げのための税制補助金等による支援強化、さらに事業承継やM&Aの環境整備の強化といったところが、今年度は盛り込まれております。

次のページの7、「構造的な価格転嫁」実現のための独禁法、下請法の執行強化、それから消費者に対する理解の促進などについての要望でございます。

最後の8、いわゆる「年収の壁」の問題に関して、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進、被用者保険の見直し等に関する要望でございます。

続きまして資料3ページの別紙1「公益委員見解」について、少しお話をさせていただきます。

こちらの一番上の表でございますように、令和6年の目安改定額はA B Cランクともに50円で、愛媛は3ランク制となった昨年と同様に、Bランクに位置付けられているところでございます。

その根拠として、目安小委員会で示されたデータについては、後ほど説明させていただきたいと思っております。

次に別紙2「小委員会報告」は資料26ページから始まります。この中には項目2「労働者側見解」、項目3「使用者側見解」が、それぞれ小委員会の中で主張されております。

そして「小委員会報告」の次のページになるのですが、これら労使の意見を踏まえた政府への要望の内容が資料29ページでより詳しく記載されております。こちらの内容が、答申文で私から説明した要望の中に盛り込まれております。

続きまして、参考資料の説明をさせていただけたらと思っております。資料11ページから公益委員見解別添の参考資料になります。

主に答申の中で取り上げられた部分について、紹介させていただきます。資料11ページの下段は、消費者物価指数の対前年同月比でございます。先ほどもありましたけれど、持ち家の帰属家賃を除く総合、直近の6月の数値で言いますと、3.3%となっております。

次の資料12ページ上段、これが令和5年10月以降の消費者物価指数の推移をA B Cランク別に見たもので、C, B, Aランクの順に高くなっております。

次に資料 14 ページの下段ですが、こちらは消費者物価指数の頻繁に購入する品目についての対前年上昇率です。最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力の維持の観点で、取り上げられているデータがこちらで、令和 5 年 10 月からの 9 か月間平均で 5.4%となっております。

次に資料 15 ページからは、賃上げの状況についてのデータです。15 ページは連合の、16 ページ上段は経団連の集計結果で、33 年ぶりの水準のお話がありましたけれど、このデータを示しているものでございます。

続きまして資料 17 ページが、30 人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査結果第 4 表、男女別、就業形態別の賃金上昇率でございます。こちらの男女計は昨年度の 2.1%を上回る 2.3%となっております。

次に継続労働者に限定した賃金上昇率に関して申し上げますと、資料 18 ページ上段の第 4 表 で、こちら継続労働者に限定した男女計で申しますと、昨年度の 2.5%を上回る 2.8%という数値となっております。

続きまして賃金支払い能力関係のデータになりますけれども、資料 18 ページ下段からは法人企業統計による企業収益のデータとなっております。

次に 20 ページ下段、21 ページ上段になりますが、日銀短観の売上高経常利益率の推移で、20 ページの下段のデータは、全企業規模で見ると、令和 6 年第一四半期、1 月から 3 月で 7.1%となっております。なお、この 7.1%の数値は、資料 19 ページ上段のところに数値がございます直近、令和 6 年 1 月から 3 月の数値となっております。

また、先ほどのグラフのところで見ていただいてもお分かりのとおり、こちら公益委員見解にございましたが、大企業と中小零細・小規模事業所の間で、経常利益率の二極化、数字の乖離が見られることが確認できます。

資料 21 ページの下段以降は、価格転嫁の状況、それから倒産件数の状況が資料 22 ページの下段から始まります。

資料 23 ページの下段から、A , B , C ランク別の雇用情勢のデータとなっております。先ほどもありましたが、雇用情勢については相対的に C , B ランクで良好な状況になっているところでございます。

以上で参考資料の説明を終わります。

森本会長

ただ今の説明について、御質問等があればお願いいたします。

(質問等なし)

○森本会長

質疑が無いようでしたら、次の議事に移りたいと思います。

それでは続きまして、議事項番3「愛媛県最低賃金に係る意見について」に入ります。

第1回本審において、事務局から説明がありましたように、「愛媛県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取に関する公示」を7月26日（金）までしていただきました。

意見書の提出状況について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

資料31ページの資料2のとおり、7月26日までに、愛媛地方労働組合連合会議長今井正夫氏、コープえひめ労働組合執行委員長今井清志氏、コープえひめ労働組合書記次長大黒直美氏、愛媛県教職員組合中央執行委員長加藤諭氏、日本自治体労働組合総連合愛媛県本部書記次長堀川孝行氏、愛媛地方労働組合連合会青年部部长山内祐樹氏、新日本婦人の会愛媛県本部水野真理子氏の6団体の方から7つの意見書の提出がありました。

提出された意見書は、資料33ページ以降に資料3として、付けさせていただいておりますので御確認いただければと思います。また、今井清志さんと堀川孝行さんが、陳述を希望されており、本日、傍聴席におられます。

事務局からは以上でございます。

森本会長

2名の方が、陳述希望のため、お見えになっているとのこと。

委員の皆様を確認をさせていただきますが、本日、陳述していただくことでよろしいでしょうか。

（一同同意）

○森本会長

それでは、ただ今から意見陳述を受けることといたします。

森本会長

意見を述べる方は、所属している事業所や団体の名称とお名前を言われてから、意見の表明をお願いいたします。意見を述べる時間は、全体で15分程度を予定しておりますので、簡潔にお願いします。

それでは今井さん御意見をお願いします。

今井執行委員長

コープえひめ労働組合で執行委員長をしております今井と申します。よろしくお願

します。

今回私たちコープえひめ労働組合では2つの意見書を提出させていただきました。私と書記次長の大黒の2つなのですが、両方を交えながら意見を述べさせていただけたらと思います。

私は3月まで現場で愛媛県内の組合員の方に商品を配達しておりました。そちらで実際に御利用されている組合員からの声を聞きましたので、もちろん、コープえひめで働く非正規労働者の声も交えさせて意見を述べさせていただけたらと思います。

最低賃金の低い県では、若い労働者が就職時などに賃金がより高い都道府県へ移り住む選択をする人が増えており人口流出につながっております。

この5月に全国の生協での学生祭で、岩手県がモデルに上がっていたのですが、岩手県は最低賃金がやはり低いので、岩手から仙台へ、岩手から東京へという形で、若い世代を中心にどんどん人口流出が進んでいます。

愛媛も同じようなケースだと思います。徳島県、高知県の県境にも私は配達にお伺いしていたのですが、やはり過疎化が進んでおります。若い御利用者の方がほとんどおられないという形です。どんどん若い方が外に出ていかれているのかなと実感しているところでございます。

今回、奨学金を例に挙げてお伝えさせていただくのですが、私も大学へ進学するとき、奨学金を借りておりました。35歳まで返済をしておりましたが、コープえひめで働く若い職員もやはり奨学金を借りて、大学や専門学校に進学した者もいます。実際に、奨学金の月々、もしくは年1回の返済は負担になる声も出ておりますし、組合員のところも配達にお伺いしたら、「子供が大学へ行くので、パートに出なくなっちはいけなくなった。奨学金も借りなくてはならない」という声も出ておまして、普段は商品をお渡ししながら色々お話できていた方が、やはり仕事に出なくなっちはいけなくなっているということで、どうしても時給の高いところをいろいろ探しているようです。

例えば、大黒の意見書を参考にさせていただければと思うのですが、生協のパート初任時給は920円で、1日7時間、月23日働いたとして、年間約176万円の収入になります。これが東京の最低賃金に置き換えると、年収が約213万円になり、その差は37万円で、奨学金で借りる金額は、これにもうちょっと高い金額になる御家庭が多いかと思えます。

時給が上がればお子さんが学校の方に行かれて、バイトする分の収入と、親御さんがパートに行かれて得る収入とで、十分奨学金を賄えるのです。

時給が上がりますと、後々のお子さんたちの暮らしにも負担が少なくなることを含めまして、最低賃金の大幅な引き上げを求めます。もちろん、学費のところだけでなく、高齢者の正規職員のところ、私どもコープえひめは65歳で定年になりましたが、まだまだ60歳で定年という企業もございます。

65歳で定年になりましても、60歳からどんどん賃金下がっていく、旦那の給料が下

がったので、その分私が働かなくてはいけないので、配達の人に不在の方もおられますし、生協のパートで働いている方も、ダブルワークしなければ老後が心配というような方で、ダブルワーク、トリプルワークで働く方もおられます。

そのところも少しでも、皆さんの老後の不安を解消できるように、愛媛県最低賃金を上げていただきたい、もちろん「年収の壁」を気にする方もおられますが、「年収の壁」でなく、とにかく収入が欲しい、今後の貯えのためにもという方もおられます。

晩婚が進んでおりますので、どうしても子供の学費が高齢になっても必要という状況がございます。

そういうところで、是非、最低賃金の大幅アップは若い方にも、壮年の方にも、高齢者の方にもどの世代にも影響が出ることとなりますので、是非お願いします。

大黒の方でメインに掲げているのですが、中小企業への支援も必要不可欠になるかと思えます。時給は上げたいのだけど、経営がという企業はやっぱり多いかと思えます。そういうところへの公的支援をしっかりとさせていただくと、全体が潤っていくと思えます。支援を知らない企業があるかもしれませんので、しっかりと支援を要望させていただいて、知らない企業へ支援が行き渡ることによって、賃金アップにつなげていけたらなと思えます。

以上です。

森本会長

今井さんありがとうございました。続きまして、堀川さんお願いします。

堀川書記次長

日本自治体労働組合愛媛県本部の書記次長の堀川と申します。

資料の 66 ページから意見書を載せていただいておりますので、それを見ながら、後、青年部の方でも意見書を出させていただいておりますので、それも述べさせていただきたいと思えます。

まず、コロナ禍の中でエッセンシャルワーカーの重要性とこれらを含む非正規労働者の負担が増えていることが確認できました。

これも去年もお話ししたのですが、やはり生活がこういう非正規労働によって支えられていることは重視しないといけないと思っております。

賃上げはあったのですが、実質賃金は下がり続けておりまして、経済界からも人材確保の視点からという事情からではないかと思えますが、期待が寄せられていると思っておりますし、最低賃金も引き上げる必要があるかと思えます。

最低賃金の役割というのは、憲法 25 条の生存権、「健康で文化的な最低限度の生活を保障する」というもの。それから、最低賃金法でも「生活保護に係る施策との整合性」、これも 25 条に関わっています。そして労働基準法第 1 条「労働条件は、労働者が人たる

に値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」、さらに最低賃金法第1条では「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的」として

しています。
愛媛の最低賃金は現在 897 円ということで、150 時間働いても月 127,950 円となり、手取りはさらに減るので、これでは不十分であると言わざるを得ないと思います。

この最低賃金は、以前は家計の補助的性格を持っていたと思いますけれども、最近是非正規雇用世帯主というところも増えてきておりますので、そういう点からいうとこのロジック、「家計補助的性格である」ということではないということが指摘されております。

生活を維持するための必要な費用、今年も生計費を重視したという話がありましたが、その観点で愛媛県の適切な最低賃金を検討していただきたいと考えております。

資料の 73 ページで、青年部のところに記載しているのですが、「最低生計費」の考えがあります。全労連の方では「最低生計費」というのを全国調査しておりまして、月収で 22 万から 24 万必要だという話がありました。

一方、その間、物価高騰などがありまして、負担が増えておりまして、再計算したものが表になっております。例えば北海道では 1,500 円程度必要だった「最低生計費」が、再計算したところ 1,749 円ということで、以下、東北でもやっておりますが、200 円程度引上げの結果が示されておりますので、その辺も踏まえていただけたらと思います。

資料の 67 ページに戻りますが、非正規労働者の問題を見ますと、地方自治体では「会計年度職員制度」が施行されております。平均的な事務補助職員の給与額が 1,059 円になっておりまして、東京の最低賃金を下回っております。愛媛の最低賃金よりかは上ですが、総務省の調査の中では、時間額の単純な考え方でいうと、愛媛県内の会計年度職員の中には、時間額で 880 円の方もいるという調査結果があります。

自治労連が全国で行ったアンケートでも、会計年度職員の 8 割が女性ということになっておりまして、総務省の調査もそうになっております。内、年収 200 万円未満が全体の 55.4%と過半数を超える状況になっております。回答のうち「自分」と「自分を含む複数」が自らの収入で家計を支えている状況になっており、ワーキングプアのもとで、働かされている結果が出ております。

公務員はそもそも最低賃金法が適用されないのですけれど、これは最低賃金を上回る賃金を支給されることが予定されているからということであって、最賃割れを容認していることではありませんので、最低賃金を支給することと総務省からも指摘されております。

先ほど岩手県の話が出ましたが、岩手県の現状を見てみると、人口流出が続いているという結果が出ております。東京とかで言いますと、「合計特殊出生率」が、低いという

ことになっております。全国で1.20となっておりますが、東京都で0.99と1を下回っております。東京に人口流入が続いているにも関わらず、出生率が全国最低ということで、少子化に歯止めがかからないことが指摘されておりますし、そういう意味で言うと全国一律での最低賃金制度の実現が、ランク制度を止めて全国一律に、または、ランク制度を逆転させて低いところほど高くしないと、将来に関わることと思えます。

後、生計費の話があります。愛媛の生計費は全国一低いということで、新聞報道等もあったのですが、これは人事院の数値になっておりまして、これは愛媛県人事委員会勧告の中で出されているものが、例えば2023年4月時点の生計費が一人当たり77,020円となっております、大変低い水準となっております。

最後になりますが、これまでも同じことを言ってきましたが、最低賃金が低いと生活が厳しいものとなり、地域間格差において人口が流出すること、それから、子供が生まれない少子化となりますし、労働者であり、家計を維持するためには消費していかなくてはいけない、そういう意味で言えば、最低賃金を生計費で見ていただくこと、支払い能力も加味することになっているのですが、支払い能力だけでなく、商品を購入することを踏まえて、最低賃金の引き上げを行っていただきたいということを申し上げまして、私からの発表を終わらせていただきます。

森本会長

堀川さんありがとうございました。ただ今の今井さんと堀川さんの意見表明につきまして、委員の皆様から御質問等がありましたらお願いします。

(質問等なし)

森本会長

ありがとうございました。陳述者の方は席にお戻りください。

森本会長

続いて事務局から、他の方の意見書について御紹介をお願いいたします。

賃金室長

事務局から意見陳述がなかったものについて、紹介いたします。

意見陳述のない4団体と、今井さんより一部紹介がありました大黒書記次長の要旨について、紹介いたします。

まず資料33ページの愛媛地方労働組合連合会議長今井正夫氏より、「愛媛県の最低賃金の抜本的引き上げと全国一律最低賃金制度実現を求める意見書」ということで、愛媛地方最低賃金審議会に対して、物価高騰の下で、広がる貧困と格差の是正、地域経済の

再生のために、愛媛県の最低賃金の1,500円への引き上げと全国一律最低賃金制度の実現に向けた格差是正を行うように求めるものです。

愛媛県の最低賃金897円から1,500円以上に引き上げを求めるとことや、最低賃金の低い地域は、経済的格差となり、少子化や人口流出、人手不足、教育格差までつながり、地域衰退の深刻な原因となっており、この格差を改善するには、地域最賃を全国一律とするよう最低賃金法の改正が必要であり、愛媛地方最低賃金審議会として、全国一律最低賃金制度の確立へ政府に意見を出すよう求めたいことや、中小企業へ最低賃金引上げを円滑に実施するための抜本的支援を政府に求めること。

などを意見として挙げております。

次に資料41ページで、意見陳述者と重複するところがあるかもしれませんが、コープえひめ労働組合書記次長大黒直美氏より、「2024年度の愛媛県最低賃金の大幅引き上げを求める意見書」ということで、愛媛県の最低賃金を直ちに1,000円以上に引き上げ、1,500円の早期実現ということと、全国一律制度を求める、国・中央最低賃金審議会への意見書の提出。最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業が使いやすい特別補助策に関する意見書を国・中央最低賃金審議会に提出を求める。

ものとなっております。

次に資料65ページの愛媛県教職員組合中央執行委員長加藤諭氏より、「愛媛県最低賃金の大幅引き上げを求める意見書」ということで、愛媛県最低賃金は、愛媛県における労働者の最低生計費をカバーできる額とし、時間額1,500円を要求する。

という意見でした。

次に資料71ページの愛媛地方労働組合連合会青年部部長山内祐樹氏より、「愛媛県最低賃金改正にあたっての意見書」ということで、愛媛県内で働く青年労働者の権利を守り、労働条件改善のために日々活動しており、最低賃金の引き上げはすべての労働者の賃上げにつながることで、とりわけ最低賃金で働く青年層の要求としてとらえ、意見を反映されるよう求める。

という意見が出されております。

最後に資料76ページの新日本婦人の会愛媛県本部水野真理子氏より、「意見書」ということで、賃上げによって暮らしに不安がなくなれば消費行動も高まり、地元の商店を支えることで経済効果も生まれるため、愛媛県に住み、くらし、働く多くの人たちが住み続けられるよう最低賃金を引き上げることを強く求める。

という意見が上がっております。

紹介は以上の5つであります。

森本会長

ありがとうございました。愛媛県の最低賃金の改正決定の審議に当たりましては、ただ今の御意見も参考としながら対処してまいりたいと思います。

他に事務局から報告事項等はありませんか。

賃金室長

関連して、報告させていただきたいことがございます。

資料 77 ページと 78 ページに資料 4 として付けておりますが、ここに愛媛地方労働組合連合会から、7 月 24 日に提出されました「愛媛地方の最低賃金を直ちに 1,500 円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める要請書名」と題する 1,760 筆の個人署名がございました。

御報告するとともに審議会にお渡しいたします。

(事務局から会長へ要請書を手交)

賃金室長

署名の目的として、愛媛県の最低賃金を 1,500 円以上に引き上げることや、愛媛県最賃の引き上げを円滑に実施するため、中小企業に対する支援を行うことが請願項目とされておりますので、よろしく願います。

森本会長

ただ今、署名を受け取らせていただきました。御署名による要請の内容にも配意しながら、今後審議を進めてまいりたいと思います。

それでは議事項番 4 「その他」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

賃金室長

今後の本審の開催日程について、事務局から説明させていただきます。

次回、第 3 回本審は、地域別最低賃金審議の答申を行うこととなっておりますが、日程調整を行わせていただき、8 月 19 日(月)15 時 00 分からの開催を予定しております。

また、本審で答申を行うためには、地賃専門部会における審議結果が、8 月 19 日 15 時 00 分までに取りまとめることとなります。

このため、専門部会の審議日程につきましても調整した結果をお伝えしたいと思います。

第 1 回専門部会は、8 月 2 日(金)10 時 00 分から開催を予定しております。

また、第 2 回専門部会は 8 月 9 日(金)10 時 00 分から開催を予定しております。

そして、第 3 回専門部会は、8 月 19 日(月)10 時 00 分から予定しており、この日に審議結果を取りまとめたいと考えておりますので、日程の確保をよろしくお願いいたします。

そして異議審となる第4回本審は、地域別最低賃金（愛媛県最低賃金）の答申日が8月19日となった場合、9月4日（水）10時00分からの開催ということになりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

森本会長

あらかじめ用意した議題はすべて終了しておりますが、資料の中で、説明いただけていないものもありますので、事務局より説明をお願いします。

賃金室長

資料79ページの資料5は、7月19日に発表されました「愛媛県金融経済概況」でございます。

概観では「愛媛県の景気は、一部に弱めの動きがみられるものの、基調としては持ち直している。」として、4行目前半で「こうした中、生産は、弱含んでいる。」とされている状況となっております。

産業別の動向を、愛媛の特定最賃の5業種について見ますと、「大型小売店販売」は、「持ち直している。」とされております。

次の80ページに業種別の生産動向があります。

「紙・パルプ」では、「減少している。」という状況であります。

「はん用・生産用機械」では、「一頃に比べると生産水準が切り下がっている。」という状況になっております。

「電気機械」では、「低調に推移している」という状況になっております。

「輸送機械（造船）」では、「高操業となっている。」となっております。

雇用・所得面は、「緩やかに持ち直している。」とされております。

資料説明は以上でございます。

次に、本日は8月2日（金）に開催する第1回愛媛県最低賃金専門部会の資料も、専門部会の委員の方には机置きとして配布してあります。

資料は具体的な金額審議の際に参考となるものとなっておりますので、専門部会の委員の皆様は、あらかじめ目を通していただく時間も配慮して、早めにお配りしたということです。

専門部会当日は、この資料の説明も行いますので、委員の皆様は忘れずに御持参いただくようお願いいたします。

以上です。

森本会長

ただ今の事務局からの資料説明について、御質問等はございませんか。

(質問等なし)

森本会長

本日予定された議事としては以上ですが、他に何かございましたら御発言願います。

(発言なし)

森本会長

それでは、以上をもちまして、第2回愛媛地方最低賃金審議会を終了いたします。

なお、愛媛地方最低賃金審議会第1回愛媛県最低賃金専門部会は、8月2日(金)10時00分から若草合同庁舎7階共用大会議室で開催いたしますので、専門部会委員に任命された委員の方は、よろしく願います。

本日はお疲れ様でございました。